北九州市立消費生活センター あんしんサポートニュース

「訪問購入」をする事業者との契約は 慎重にしましょう!

<相談事例>

3か月前に自宅玄関のインターホンが鳴り、モニターに映った女性が「貴金属の査定で、この近所を回っている」と言うので、玄関に招き入れると、後ろから男性も入って来た。「査定だけでもよい」と言うので、アクセサリーの箱を見せた。すると「他にはないのか」と言うので、なんだか馬鹿にされたような気持ちになり、義姉の形見の指輪を見せてしまった。それから求められるままに、書面に署名をし、運転免許証を見せ、3万円を受け取った。茫然としている間に指輪を持って行かれたが、兄の話では50万円で購入したらしく、指輪を取り返したい。 (70歳代女性)

〈アドバイス〉

- ●自宅で物品を買い取ってもらう訪問購入では、購入業者は突然訪問して 勧誘することは禁じられています。家には入れないようにしましょう。
- ●前もって電話等で連絡を受けた場合でも、消費者が事前に承諾した品以外の売却を求めることはできません。
 突然「貴金属はないか」と言われても、きっぱり断りましょう。
- ●訪問購入は、法律で定められた書面を受け取った日から(8日間) クーリング・オフができます。
- ●困ったとき、不安なときは、消費生活センターに相談してください。



まもりん

北九州市立消費生活センター(ウェルとばた 7F)

☎861-0999

小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1 F】

5582-4500

小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】

2951-3610

八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】

5641-9782



